

知的財産権侵害についてのご注意

山崎実業株式会社(以下、当社)は
不二貿易株式会社(福岡県北九州市若松区大字安瀬6-4-36)に対して、
意匠権侵害をはじめとした当社に対する知的財産権侵害行為の差止等と、
損害賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起しておりました。
(平成28(ワ)6539 意匠権侵害差止等請求事件)

上記訴訟において、平成30年10月18日に知的財産権侵害行為の差止と、
損害賠償支払いを命じる判決が下されましたので、お知らせいたします。

当社知的財産権の保護ための要望が認められたことを喜ばしく思うと共に、
今後も弊社の知的財産権の保護のため必要な措置を継続して
取り続けてまいりたいと思います。

[判決文はこちら](#)



山崎実業株式会社